

示談書

被害者甲野花子を甲、被告人乙山太郎を乙として、甲と乙は、令和元年5月1日に東京都千代田区永田町において発生した乙の甲に対する器物損壊事件（以下「本件事件」という。）について、以下のとおり示談をした。

記

第1条（謝罪）

乙は、甲に対して、本件事件を犯した事実を認め、自らの犯行を深く謝罪する。

第2条（示談金）

1 乙は、甲に対して、本件事件の示談金として、金50万円の支払義務を負う。

2 乙は、前項記載の金50万円を、甲の指定する口座に振り込む方法により支払う。

3 振込期限は、令和元年5月31日とする。

第3条（清算条項）

1 甲乙間には、本示談書に定めるほか何らの債権債務も存在しないことを確認する。

2 甲及び乙は、本件事件について、今後は裁判上・裁判外を問わず一切請求を行わない。

第4条（接触禁止条項）

1 乙は、甲に対して、今後は一切接触しない。

2 乙は、偶然に甲を見かけた場合でも、速やかにその場を立ち去り、一切接触しない。

第5条（宥恕条項）

甲は、本件事件について、乙の犯行を許し、乙に対する刑事処罰を望まない。

第6条（守秘義務条項）

甲及び乙は、本件事件について、今後はお互いに一切口外しない。

本示談契約を証するため、本書を2通作成し、各自1通を所持する。

令和元年5月15日

（甲署名）

住所

氏名

印

（乙署名）

住所

氏名

印